

広島県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県税規則の一部を改正する規則

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第三項中「、別記様式第八十二号の三又は別記様式第八十二号の五の五」を「又は別記様式第八十二号の三」に改め、同条第七項を削る。

別記様式第八十二号の二及び別記様式第八十二号の三中「◎自動車の継続検査（車検）及び構造等変更検査に必要ですので、自動車検査証と一緒に保管してください。」を削る。

別記様式第八十二号の五の四及び別記様式第八十二号の五の五を次のように改める。

様式第 82 号の 5 の 4 及び様式第 82 号の 5 の 5 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（旧様式による用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の広島県税規則別記様式第八十二号の二及び別記様式第八十二号の三による用紙で、なお残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。